

平成14年6月13日

企業統治に関する商法等改正と監査役の実務対応について

社団法人 日本監査役協会
監査法規委員会

平成13年12月12日に公布された「企業統治に関する商法等改正法」の施行に伴い、監査役としても、改正法の趣旨をどのように受け止め、その実務対応を検討するかが問題となる。会員からも商法改正に対応して監査役のみならず会社としても検討すべき事項が多岐にわたるので、早期に「実務対応」についての検討項目等を公表して欲しいとの要望が寄せられていたところである。

そこで、監査法規委員会では、こうした監査役のニーズにお応えし、各社における検討のご参考に供するため、別紙の通り「実務対応」をとりまとめた。

今回の「実務対応」は、次の本文と4つの附属別紙資料により構成されているので、各社における検討の実情に応じてご活用願いたい。

1. 「企業統治に関する商法改正等と監査役の実務対応」
2. 別紙附属資料

別紙1. 企業統治に関する商法等改正の概要（各逐条解説）

別紙2. 改正項目の適用時期一覧

別紙3. 企業統治に関する商法等改正の施行に伴う検討事項（監査役側と取締役側で検討すべき事項）

別紙4. 平成13年商法改正に伴う「監査役監査基準」等の改正

（注）この「実務対応」は、主として商法特例法上の大会社（資本金5億円以上又は期末の負債総額が200億円以上の会社）を対象としており、一部中小会社にも適用されるものもある。

なお、昨今、企業経営上考えられない不祥事が頻発している。法令に基づいた経営はもとよりのこと、企業の信用・信頼を失うことの重大さを改めて監査役としても認識しなければならない。特に、今日、企業を取り巻く経営環境はますます厳しく、不正が行われやすい状況にあるので、監査役は従来にも増して、企業倫理の確立と徹底に寄与すると同時に、公正不偏の信念を持ち毅然たる態度で自らの職務を遂行しなければならない。また、今回の商法改正は、監査役制度に関する最後の改正との自覚を持って、各社で活動されることを期待したい。

以上

平成14年6月13日

企業統治に関する商法等改正と監査役の実務対応

社団法人 日本監査役協会
監査法規委員会

目次

1. はじめに
2. 商法改正の趣旨と監査役に求められるもの
3. 監査役機能強化と実務対応
4. 株主代表訴訟制度の合理化
5. 取締役等の会社に対する責任の軽減と監査役との関与・留意事項
6. 社長等に提言すべき事項
7. おわりに

1. はじめに

太田誠一議員他により提案された「企業統治に関する商法等改正法案」は、平成13年12月5日国会で可決成立し、同12日に公布された。

この改正商法は、「コーポレート・ガバナンスの実効性を確保するため、監査役機能の強化、取締役等の責任の軽減、株主代表訴訟制度の合理化」を行うものである。

このたび、日本監査役協会監査法規委員会は、「企業統治商法等改正」を監査役としてどのように受けとめ、実務上如何に対応するかについて、以下の通りその結果をとりまとめたので、監査役各位のご参考に供するため公表する。

なお、法務省では、法制審議会の答申「商法等の一部改正案要綱」を受けて「抜本改正」を起案中である。当協会は、本要綱に対する意見を2月19日付にて法務省に提出した。

2. 商法改正の趣旨と監査役に求められるもの

(1) 今回の商法改正は、コーポレート・ガバナンスの実効性を確保するに当たって、監査役役割に大きな期待をかけている。取締役の企業活動が自由闊達に行われるために、取締役の会社に対する責任を一定限度に止める一方、その活動が逸脱することがないように監査役機能や監査体制を強化し、責任軽減には、監査役(会)の同意を要するなど、監査役に新たな役割が付与された。

(2) 監査役制度の改正では、ともすれば従来批判のあった点については是正措置が講じられた。さらに、監査の実効性を向上させるために、監査役地位強化と独立性

確保が一層図られた。

監査役任期を4年に伸長するとともに、任期途中で監査役が社長等から意に添わない辞任を強制されることがないように、新たに株主総会で、自らのあるいは他の監査役の辞任に関する意見陳述権が与えられた。

また、批判の多かった監査役選任が実質的に社長等に委ねられている点の是正措置として、監査役会に監査役選任議案に対する同意権及び提案請求権が付与されることになった。

そして、社外監査役の役割が一段と期待されることになった。社外監査役の人数を監査役総数の半数以上とするとともに、資格の厳格化を図ることで、より一層の独立性と公正性の高い監査を期待されることになった。

- (3) こうした上で、社長等に対していわゆる「物言う監査役」を期待して、取締役会への出席義務と意見陳述義務が明定された。従来の「……を得」から「……要す」と改め、監査役の責任を明確化した意義を監査役としても十分再確認しておくことが重要である。
- (4) 一方、取締役等の会社に対する責任軽減や株主代表訴訟制度の合理化に伴う被告取締役を補助するための会社の訴訟参加などにおいて、監査役(会)の同意を要することになり、新たな役割が監査役に付与された。監査役としては、こうした事件が発生しないよう予防監査が益々求められるとともに、いざ発生した場合における対応の仕方も十分検討しておく必要がある。
- (5) 以上のように今回の改正は、監査役がコーポレート・ガバナンスの中核を担う上で重要な改正であり、監査役制度は考えられる相当高い水準まで整備・補強されたと考える。今後は各社における運用面で、企業の健全性を確保すべく、いかに監査の実効性を上げるかが課題であり、監査役としても正念場である。

3. 監査役機能強化と実務対応

今回の商法改正における前述したような趣旨に基づき、以下に実務上留意すべき事項とその対応について述べる。

(1) 監査役任期伸長と辞任に関する意見陳述権

監査役任期が4年に伸長した。監査役地位と身分が4年間保障されることになり、さらにその独立性が高められた。近時、監査業務も一段と多様化、複雑化および高度化してきており、監査の実効性を上げるためには相当の期間を

要する実情に配慮した改正と受け止めることもできよう。

しかし、現実には監査役の任期途中で辞任もあるところである。これに対して、今回、任期途中の辞任を牽制する措置が手当てされた。株主総会において、自らのあるいは他の監査役の辞任に関する意見陳述権が付与されたが、正当な事由なくして社長等から任期途中の辞任を強制されることがなきよう監査役相互のウォッチが必要である。

なお、社内に定年内規が設けられている場合もある。これとの関係をどうするか、監査役ローテーションをどうするかなど、社長等と意見交換しておく必要もあろう。

(2) 社外監査役の増員と資格要件の厳格化

社外監査役の員数を半数以上に増員すると共に、その資格要件が厳格化された。近時、経営監視体制強化のために「社外性」が強く求められる一方、現行の社外監査役の要件を厳格化すべきとの批判に応えたものであり、社外監査役の役割が一段と増大した。

(注)「社外監査役に期待される役割 監査役監査及び監査役会の更なる活性化のために」(月刊監査役第447号5頁)を参照されたい。

本件の施行は3年間の猶予期間が設けられたため、6月総会会社においては平成18年6月定時総会から適用される。このため、監査役の任期の伸長も考慮すると、今後の監査役の人数や構成をどのようにしていくかを想定した対応が必要になる。各社の実情を踏まえ、監査役会で検討し、社長等に意見を述べまたは相談しておくことが望まれる。

なお、社外監査役を監査役のうち半数以上選任しなかった場合は、100万円以下の過料に処せられる。

(3) 監査役の選任に関する監査役会の同意権及び提案請求権

監査役の人事について監査役会の同意を得ることを要件とすることで、社長等による恣意的な監査役人事の防止及び監査役としてふさわしい人材の確保を図ろうとする改正である。監査役全員で構成する監査役会で、自らの独立性を保持することを求めたものと認識する必要もある。

監査役会の同意は監査役選任議案が提出される事前であることが望まれる。このため、先ず社長等と同意の手続きをどの時点で、どのように行うか、予め同意に関する運用ルールを定めておくことも必要になる。

不同意の場合には、監査役会として改めて別の候補者の推薦を求めるか、または特定の候補者を指名して総会議案とするよう提案請求するか、協議することになる。なお、取締役会が監査役会の提案請求に応じなかった場合は、100

万円以下の過料に処せられる。

(4) 監査役の取締役会への出席義務及び意見陳述義務

現行商法の「……出席し、意見を述べることを得」から、「……出席することを要す……意見を述べることを要す」と改定された。監査役の取締役会への出席及び意見陳述を明らかに義務化したものであるが、改めて監査役に取締役会に対する監視強化を一層期待したものと再確認することが重要である。

常勤・非常勤を問わず取締役会への出席義務が課せられた。非常勤社外監査役には、その役割期待の増大から監査役会と取締役会への出席が要請される。今後、非常勤社外監査役選任に関する監査役会の同意に際しては、出席の可能性もひとつの確認事項となろう。

監査役が取締役会において意見陳述義務を果たすためには、取締役会の付議基準が明確であり、事前に議案及び資料等の配布を受け、必要に応じ、事前に監査役会において意見交換・協議を行えるようになっていなければならないことが必要である。なお、常務会・経営会議等に出席し、又は資料の回付を受けるなど、十分な情報アクセスのもとで取締役会付議議案等について予め検討しておくことも必要である。

また、監査役は、取締役会においては、ア) 経営判断原則に沿った意思決定がされているか、イ) 「内部統制システムの構築責任」が果たされているか、またその運用状況が報告されているか、などの視点からも意見を述べる。取締役会の後は、監査役として議事録の記載内容を再確認する。

4. 株主代表訴訟制度の合理化

近時、企業不祥事の発生とこれに伴って損害額が明らかになるにつれて、株主から提訴請求され、また現実に株主代表訴訟が提訴されるケースが増加している。今回の商法改正により、後述する取締役等の責任軽減措置とともに、株主代表訴訟制度についても一部改正された。これに伴い監査役の果たす役割がさらに増加することになった。

(1) 監査役の考慮期間の伸長

株主から取締役の責任追及に関する提訴請求が監査役宛にあった場合の考慮期間が30日から60日に伸長された。今後は日程管理を徹底し、厳正な調査に基づく提訴可否の判断が求められる。この時点における調査活動とその結果判断が十分でない、監査役(会)の同意を要する諸事項について、事後の監査役判断に齟齬を来すことにもなり兼ねないので注意する必要がある。

(注) 「株主代表訴訟・提訴請求受領後30日間の監査役の実務対応」(月刊監査役第452号3頁参照)

株主代表訴訟が提起されないためには、「遵法経営」を徹底するとともに取締役の「内部統制システムの構築責任」が果たされることが必要である。監査役は、「内部統制が有効に機能しているか」という観点から、取締役の職務執行を監査することが必要であり、監査の結果を証跡として蓄積していく必要がある。
(注)「企業経営における内部統制と監査役」(月刊監査役第430号参照)

(2) 公告又は株主に対する通知

株主から代表訴訟を提起した旨の通知があった場合、及び会社が取締役の責任を追及する訴訟を提起した場合は、公告又は株主宛通知しなければならないこととなった。公開会社においては、株主宛の通知は、株主の特定、費用等から見て難しいので、公告をすることが原則となろう。その場合、どの程度の内容を公告するか、会社としても事前に検討しておく必要がある。

(3) 訴訟上の和解における取締役の責任の免除

取締役の責任を追及する訴訟につき会社が和解する場合については、総株主の同意を得ずに取締役の責任を免除することができる。

今回の改正により、株主が代表訴訟において和解をなす場合において、会社がその和解の当事者でないときは、裁判所は、会社に対し、和解の内容を通知し、その和解に異議があれば2週間内に申立をするよう催告をしなければならないことになった。この場合、催告は、監査役が会社を代表してこれを受け、和解の可否について自ら判断する必要があるため、法律専門家の助言を仰ぐなど意思決定は慎重に行わなければならない。

(4) 株主代表訴訟において、会社が取締役に補助参加する場合の監査役(会)の同意

会社が提訴された取締役へ補助参加することが監査役(会)の全員の同意に基づき可能となった。

従来、会社の補助参加はその是非につき意見が分かれ、認められた判例もさほど多くない状況にある(会社の補助参加を認めた事例として万兵株主代表訴訟補助参加申立事件最高裁決定平 13.1.30)。このため、監査役が同意するに当たっては弁護士など法律専門家の助言を十分得て、厳正に判断することが求められる。

5. 取締役等の会社に対する責任の軽減と監査役の関与・留意事項

今回の商法改正により、取締役等の会社に対する責任は、株主総会の特別決議、定款の規定に基づく取締役会決議、定款の規定に基づき社外取締役との事前の責任限定契約、により一部免除しうることになった。これらの決議は、いずれも監査役(会)全

員の同意を要すると定めることで、監査役がこの制度を担保する重要な役割を担うこととなった。この規定は施行日から適用されるものの、施行日前の取締役の行為には適用されない。

(1) 責任を負うべき最低限の額

代表取締役...報酬等の6年分

社内取締役...報酬等の4年分

社外取締役...報酬等の2年分

監査役(社内・社外とも)...報酬等の2年分

(2) 取締役の責任軽減に関して監査役(会)全員の同意を要する事項

株主総会の特別決議により免除する議案を提出するときには、取締役の法令・定款違反に伴う個別損害賠償請求に対して、一部免除議案を株主総会に提出するに当たって監査役(会)全員の同意が必要となった。

ア) 同意のための法的判断基準: 免除の要件及び株主総会決議に要する開示事項

イ) 免除の要件: 善意にして且つ重大なる過失なきとき

ウ) 総会開示事項: 責任の原因たる事実及び賠償の責に任ずべき額
限度額及びその算定の根拠
責任を免除すべき理由及び免除額

取締役会決議により免除する定款変更議案を株主総会に提出するときには、定款の規定に基づく取締役会決議をもって、取締役の責任軽減を行うこともできることになった。このためには、予め株主総会の特別決議による定款変更を必要とし、この定款変更議案への監査役(会)全員の同意が必要となった。

ア) 同意のための法的判断基準: 免除の要件 = 定款規定に盛り込むべき内容

イ) 免除の要件: 善意にして且つ重大なる過失なきとき

責任の原因たる事実の内容、その取締役の職務遂行の状況
その他の事情を勘案して特に必要ありと認めるとき

ウ) 定款変更後は、営業報告書において取締役及び監査役に支払った報酬その他の職務遂行の対価の額を開示しなければならない(商法施行規則第84条1項10号参照)。

取締役会に、定款に基づき免除する議案を提出するときには、定款の規定に基づき、取締役の法令・定款違反に伴う個別損害賠償請求に対して一部免除議案を取締役に提出するに当たって、監査役(会)全員の同意が必要になる。

ア) 同意のための法的判断基準: 定款の規定による免除の要件

イ) 免除の要件: 上記の免除の要件と同じであるが、この要件に沿って、

その軽減根拠が事実調査に基づき公正であるかなど、監査役としても厳正な判断が求められる。

ウ) また、本件決議を行った場合は、取締役は遅滞なく の総会における開示事項と異議あれば 1 か月以内に述べるべき旨の公告又は株主への通知を要し、総株主の議決権の 3%以上を有する株主に異議ある場合はこの免除は認められない。監査役としても、この事後手続きについても留意する必要がある。

社外取締役との責任限定契約を締結できるよう定款変更議案を株主総会に提出するときには、社外取締役の人材確保の観点も踏まえ、定款の規定に基づき、予め責任限定契約を締結することによる社外取締役の責任軽減の方法も規定された。この定款変更を株主総会に提出するに当たっても、監査役(会)の全員の同意を必要とする。

ア) 同意のための法的判断基準：定款に基づく責任限定契約

イ) 免除の要件：善意にして且つ重大なる過失なきとき

ウ) 総会への事後報告の開示事項：上記 の総会開示事項及び契約内容と免除した額など

(3) 取締役等の責任免除に対し、監査役(会)として同意するための留意事項

定款変更議案に対する同意に当たり、以下を確認する。

ア) 同意判断に必要な十分な資料が提供されていること

イ) 同意の可否を検討するための期間があること

ウ) 議案が法令に適合し、著しく不当なことがないこと

株主総会又は取締役会における取締役の責任一部免除議案に対して、以下を確認・検討する。

ア) 株主からの提訴請求に対し監査役として提訴しないと判断したときの調査資料、証拠等を確認すること

イ) その後に新たな事実と証拠がないこと

ウ) 議案が法令若しくは定款に適合し、又は著しく不当なことがないこと

判断に当たっては、監査役として法律専門家などの意見を十分聴取しておくこと。

同意事項については、その調査結果、協議内容、協議結果など調査書や監査役会の議事録を作成しておくこと。後刻株主や裁判所から説明を求められる可能性もある。

なお、株主提案権の行使により、取締役の会社に対する責任軽減議案を株主から請求された場合は、監査役(会)の同意は必要とされていないが、取締役会意見の形成に際して、監査役としても適切に意見を述べる必要とされる。

6．社長等に提言すべき事項

監査役が、社長等に提言すべき事項は以下の通りであるが、これらについては、監査役会としても提案を受ける前に積極的に自らの意見を述べる必要がある。

- (1) 当社の監査役構成をどのように考えるか。
- (2) 特に、社外監査役の位置づけ、役割をどう考えるか。
- (3) 社外の資格を厳格化した監査役を半数以上とするのはいつからか（経過措置にこだわらず、自社においていつが望ましいか）。
- (4) 監査役選任に関する監査役会の同意の手続きをどのように定めるか。
- (5) 会社が遵法経営を行うことは、株主代表訴訟を受けないためにも必要である。そのために自社の内部統制の洗い直しを行うか。また、今回の商法改正を前向きに受け止め、取締役会の活性化、監督機能の強化のために、自社においてどう組織体制を整備し、企業倫理を徹底・定着させていくか。
- (6) 監査役の情報アクセスについての環境を整えること
- (7) なお、取締役の責任軽減を取締役会決議で行うため、定款変更を行うか。また、併せて社外取締役と責任限定契約を締結することができるようにするため、定款変更を行うか、いつ意思決定をするか、等に関し、監査役会の同意の可否について検討期間を要すること

7．おわりに

日本経済の厳しい状況下においては、不正が行われやすい環境にある。従って、監査役は従来にも増して、公正不偏の信念を持ち毅然たる態度で自らの職務を遂行しなければならない。

日本監査役協会は、各社における健全な監査役監査慣行の確立と定着を促し、さらに株主等に対し監査役の機能状況を発信すべく、なお一層努力するものである。

以 上

企業統治に関する商法等改正の概要

社団法人日本監査役協会
監査法規委員会

第一 . 監査役機能の強化

1. 監査役取締役会への出席義務及び意見陳述義務（商法第 260 条ノ 3 第 1 項関係）

第 260 条ノ 3 監査役は取締役会に出席することを要す此の場合に於て必要ありと認むるときは意見を述ぶることを要す

監査役取締役会への出席及び意見陳述については、改正前の商法（以下「旧商法」という。）では「出席シ意見ヲ述ブルコトヲ得」と規定されていたが、「監査役は出席と意見陳述の義務がある」と解釈されてきた。

今回の改正は、この解釈が明文化されたものであるが、明文化により出席及び意見陳述の義務が明確になり、監査役の権限の強化が図られたものである。

出席義務違反は直ちに会社に対する善管注意義務違反になるとは言えないが、出席できないことについて相当な事由（交通の途絶、本人の病気、近親者の不幸、海外出張中など）が必要と考えられる。したがって、今後は、取締役会の日程調整が重要になるとともに、出席が困難と考えられる者を社外監査役に選任することは慎重に検討する必要がある。

監査役が意見陳述義務を果たすには、取締役会の議案を十分に理解しておく必要があり、そのためには可能な限り議案関係資料の事前配布を求める必要がある。

この条文には罰則はない。

この条文の施行日は、「公布の日から起算して 1 年を超えない範囲内において政令で定める日」である

2 . 監査役任期（商法第 273 条第 1 項関係）

第 273 条 監査役任期は就任後 4 年内の最終の決算期に関する定時総会の終結の時迄とす

監査役任期を 4 年とする規定であるが、附則第 7 条によりこの法律の施行後、最初に到来する決算期に関する定時総会の終結前に在任する者の任期に関しては、この法律施行後も、なお従前の例によるとされているので、3 月決算会社であれば平成 15 年 6 月に開催される定時総会で選任される監査役から任期が 4 年となる。

この条文の施行日は、「公布の日から起算して 1 年を超えない範囲内において政令で定める日」である。

3. 監査役の辞任に関する意見陳述権（商法第 275 条ノ 3 ノ 2 関係）

第 275 条ノ 3 ノ 2 監査役を辞任したる者は其の後最初に招集せられたる株主総会に出席し其の旨及理由を述べることを得
会社は前項の者に対し同項の総会が招集せらるる旨を通知することを要す
前条の規定は第 1 項の監査役の辞任に之を準用す

この規定は、監査役が任期途中で辞任する場合には、職務を全うできない何らかの理由（執行部との軋轢、監査役への不十分な情報開示等により職務を全うできない等）があることが少なくないとの経験則から、健全で適切な企業統治のために辞任した監査役にその理由の陳述権を認めたものである。

この規定は「義務規定」でないので、辞任した監査役が必ず総会に出席し辞任をした旨及び理由を述べる必要はないが、辞任した監査役の意見陳述権を確保するため総会招集通知を送付しなければならない。

この条文の施行日は、「公布の日から起算して 1 年を超えない範囲内において政令で定める日」であるが、この法律の施行前に総会の招集手続が開始されたものには適用されない（附則第 8 条）。

4. 社外監査役の員数・資格・罰則

（商法特例法第 18 条第 1 項、第 30 条第 1 項第 11 号関係）

第 18 条 会社にあつては、監査役は、3 人以上で、そのうち半数以上は、その就任前に会社又はその子会社の取締役又は支配人その他の使用人となつたことがない者でなければならない。
第 30 条 十一 第 18 条第 1 項の規定に違反して、同項に規定する者に該当する者を監査役の半数以上に選任しなかつたとき。

大会社に関する規定であり、監査役が 3 人の場合は 2 人の社外監査役を、4 人の場合には 2 人の社外監査役を選任する必要がある。

旧商法の 5 年ルールにより社外監査役として選任されている社内出身者は、この条文が施行されると「社外監査役」として取り扱われなくなることになる。

親会社の取締役・使用人が子会社の社外監査役となることは、何ら差し支えない。

この条文の施行日は、「この法律の施行の日から起算して 3 年を経過した日後、最初に到来する決算期に関する定時総会の終結の時」である（附則第 10 条）ので、3 月決算会社であれば平成 18 年 6 月開催の定時総会終結時には「半数以上」の要件を充足する必要がある。

社外監査役の資格を有する者を半数以上選任しない場合には、取締役が 100 万円以下の過料に処せられる。ただし、今回の改正で、監査役は、監査役選任の議題・議案提出請求権を有することとなったので、社外監査役の員数が半数を欠く場合には、取締役に対し是正措置を執らせないと任務懈怠の責任を負うこともある。

5. 監査役の選任に関する監査役会の同意権及び提案請求権

(商法特例法第18条第3項関係)

(監査役の員数等)

第18条 第3条第2項及び第3項の規定は、会社の監査役を選任する場合について準用する。

第30条 商法第498条第1項に掲げる者又は会計監査人若しくはその職務を行うべき社員が次の各号の一に該当するときは、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

一の二 第3条第3項前段(第5条の2第3項、第6条第3項及び第18条第3項において準用する場合を含む。)の規定による請求があつた場合において、その請求に係る事項を会議の目的としなかつたとき。

一の三 第3条第3項後段(第18条第3項において準用する場合を含む。)の規定による請求があつた場合において、その請求に係る議案を会議に提出しなかつたとき。

大会社に関する特例であり、監査役選任についての監査役会の同意は、監査役の過半数による決議が必要である。監査役会の同意は、株主総会提出議案決定のための取締役会の事前・事後いずれでもよいが、持ち回り決議による同意は不可。同意権・提案請求権の内容として、代表取締役社長に対し、あらかじめ次のような内容について進言することが可能となる。

) 監査役としての要件を示すこと...年齢、経験、性格、意欲、勇気等

) 特定の人物を選任候補者とする

総会の招集通知に監査役の選任議案が提案される場合、監査役会の同意が得られている旨の記載をしなくても違法とはならない。

監査役会が同意しないことについては、理由は問わないと解してよい。

この条文の施行日は、「公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日」である。

第二. 取締役等の会社に対する責任の軽減

1. 株主総会決議をもって行う免除

(商法第266条第7項から第11項まで、第17項、18項関係)

1) 免除の要件、取締役の責任を問われる報酬等の期間(第7項関係)

<p>第 266 条 <u>第 1 項第 5 号の行為に関する取締役の責任は其の取締役が職務を行ふに付善意にして且重大なる過失なきときは第 5 項の規定に拘らず賠償の責に任ずべき額より左の金額を控除したる額（次項第 2 号に於て限度額と称す）を限度として第 343 条に定むる決議を以て之を免除することを得</u></p> <p>一 <u>決議を為す株主総会の終結の日の属する営業年度又は其の前の各営業年度に於て其の取締役が報酬其の他の職務遂行の対価（其の取締役が使用人を兼ねる場合の使用人としての報酬其の他の職務遂行の対価を含む）として会社より受け又は受くべき財産上ノ利益（次号及第 3 号に定むるものを除く）の額の営業年度毎の合計額中最も高き額の 4 年分に相当する額</u></p> <p>二 <u>其の取締役が会社より受けたる退職慰労金の額及使用人を兼ねる場合の使用人としての退職手当取締役を兼ねる期間の職務遂行の対価たる部分の額並に此等の性質を有する財産上の利益の額の合計額と其の合計額を其の職に在りたる年数を以て除したる額に 4 を乗じたる額との何れか低き額</u></p> <p>三 <u>其の取締役が第 280 条ノ 21 第 1 項の決議に基き発行を受けたる第 280 条ノ 19 第 1 項の権利を就任後に行使したるときは行使の時に於ける其の会社の株式の時価より第 280 条ノ 20 第 4 項に規定する合計額一株当りの額を控除したる額に発行を受け又は之に代へて移転を受けたる株式の数を乗じたる額、其の権利を就任後に譲渡したるときは其の価額より同条第 2 項第 3 号の発行価額を控除したる額に譲渡したる権利の数を乗じたる額</u></p>

2) 代表取締役・社外取締役・監査役の責任を問われる報酬等の期間

(第 17 項、18 項、第 280 条第 1 項関係)

<p><u>代表取締役の行為に関する責任に付ては第 7 項第 1 号中「4 年分」とあるは「6 年分」と、同項第 2 号中「4」とあるは「6」と、第 12 項第 1 号中「4 年分」とあるは「6 年分」とす</u></p> <p><u>社外取締役の行為に関する責任に付ては第 7 項第 1 号中「4 年分」とあるは「2 年分」と、同項第 2 号中「4」とあるは「2」と、第 12 項第 1 号中「4 年分」とあるは「2 年分」とす</u></p> <p>第 280 条第 266 条.....<u>第 18 項の規定に依り読替て適用する第 7 項.....の規定は監査役に之を準用す</u></p>

取締役の行為により会社が損害を蒙った場合には、総株主の同意がなければその責任を免除することができない（第 266 条第 5 項）ものであるが、この規定は、一定の場合にはその責任を免除することができるとするものである。

責任を免除できるのは、法令又は定款に違反する行為によって損害が発生した場合に限られ、しかも、「善意にして且つ重大なる過失なきとき」である。

責任免除額の最高限度は、取締役については損害額から第 1 号～第 3 号を合計した額（報酬等）の 4 年分を控除した額（第 7 項第 1 号）、代表取締役については 6 年分を控除した額（第 17 項）、社外取締役については 2 年分を控除した額（第 18 項）、監査役については 2 年分を控除した額（第 280 条第 1 項による準用）であり、免除できる最高限度額を超えない範囲内であれば免除額は自由に定めることができる。

総会で責任を免除するには、総会の特別決議を要する。

この規定は、この法律の施行前の行為による取締役等の責任については適用されない（附則第3条）。

この条文の施行日は、「公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日」である。

3) 監査役の同意（第9項関係）

取締役は第7項の規定に依る責任の免除に関する議案を株主総会に提出するには監査役の同意を得ることを要す此の場合に於て監査役数人あるときは各監査役の同意を得ることを要す

責任免除の議案を総会に提出するには、監査役全員の同意が必要であり、大会社の場合は、監査役会において全員一致の決議（持ち回り決議は不可）を要し、中会社の場合は、持ち回りで得ることもよい。

監査役会の同意は、株主総会提出議案決定のための取締役会の事前でも事後でもよい。

「善意、重過失なきとき」であっても、監査役として同意しないこともできる。

株主が、株主提案権を行使して責任免除の議案を提出する場合は、各監査役の同意は不要と解される。

この条文の施行日は、「公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日」である。

4) 株主総会における開示（第8項関係）

前項の場合に於ては取締役は同項の責任の免除に関する決議を為す株主総会に於て左の事項を開示することを要す

一 責任の原因たる事実及賠償の責に任ずべき額

二 限度額及其の算定の根拠

三 責任を免除すべき理由及免除額

株主総会で免除の決議をする場合には、第1号から第3号に規定する事項を開示する必要があり、開示の方法等について十分に検討しておく必要がある。

この条文の施行日は、「公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日」である。

5) 免除後の退職慰労金の支給等（第10、11項関係）

第7項の責任の免除に関する決議ありたる場合に於て会社が決議後に其の取締役に対し同項第2号の退職慰労金、退職手当又は財産上の利益を与ふるときは株主総会の承認を得ることを要す其の取締役が決議後に同項第3号の権利を行使し又は譲渡するとき亦同じ

第7項の責任の免除に関する決議ありたる場合に於て其の取締役が同項第3号の権利に付発行せられたる新株予約権証券を所持するときは其の取締役は遅滞なく之を会社に預託することを要す此の場合に於ては其の取締役は前項の譲渡に付ての承認を得るに非ざれば其の新株予約権証券の返還を請求することを得ず

この規定は、賠償責任免除後に取締役等に対し退職慰労金等を支給し、取締役等が負担した賠償額を実質的に補填することを防止することを目的とするものであり、これらを支給する場合には株主総会の承認を要するとしたものである。

この議案を提出するには、監査役の同意は不要である。

この条文の施行日は、「公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日」である。

2. 定款の規定に基づく取締役会決議をもって行う免除

(商法第266条第12項から第18項まで関係)

1) 免除の要件、責任を問われる取締役の報酬の期間等(第12項関係)

会社は第5項の規定に拘らず定款を以て第1項第5号の行為に関する取締役の責任に付其の取締役が職務を行ふに付善意にして且重大なる過失なき場合に於て責任の原因たる事実の内容、其の取締役の職務遂行の状況其の他の事情を勘案して特に必要ありと認むるときは賠償の責に任ずべき額より左の金額を控除したる額を限度として取締役会の決議を以て之を免除することを旨を定むることを得

一 取締役会の決議の日の属する営業年度又は其の前の各営業年度に於て其の取締役が報酬其の他の職務遂行の対価(其の取締役が使用人を兼ねる場合の使用人としての報酬其の他の職務遂行の対価を含む)として会社より受け又は受くべき財産上の利益(第7項第2号及第3号に定むるものを除く)の額の営業年度毎の合計額中最も高き額の4年分に相当する額

二 第7項第2号及第3号に掲ぐる額

2) 代表取締役・社外取締役・監査役の責任を問われる報酬等の期間

(第17項、18項、第280条第1項関係)

代表取締役の行為に関する責任に付ては第7項第1号中「4年分」とあるは「6年分」と、同項第2号中「4」とあるは「6」と、第12項第1号中「4年分」とあるは「6年分」とす

社外取締役の行為に関する責任に付ては第7項第1号中「4年分」とあるは「2年分」と、同項第2号中「4」とあるは「2」と、第12項第1号中「4年分」とあるは「2年分」とす

第280条第266条.....第18項の規定に依り読替て適用する第12項.....の規定は監査役に之を準用す

取締役等の責任免除は、定款に第266条第12項に規定する趣旨の定めをおくことにより取締役会の決議をもってすることができることになる。

責任免除をする場合の要件が、株主総会で決議する場合と比較すると「其の取締役

の職務遂行の状況其の他の事情を勘案して特に必要ありと認むるときは」が加えられている。

取締役等の責任を問われる報酬等の期間は、株主総会の決議をもって行う免除の場合と同じである(第7項、17項、18項、第280条第1項関係)。

「取締役会決議をもって行う免除」を定款に規定していたとしても、「株主総会の特別決議」をもって取締役の責任免除を行うことは可能である。

この規定は、この法律の施行前の行為による取締役等の責任については適用されない(附則第3条)。

この条文の施行日は、「公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日」であるが、この規定により取締役会で免除の決議を行うには、その前提として定款変更が必要であるので、実際には定款変更後でなければ適用することができない。

3) 監査役の同意(第13項関係)

<p><u>第9項の規定は定款を変更して前項の定を設くる議案を株主総会に提出する場合及同項の定款の定に基く責任の免除に関する議案を取締役に提出する場合に之を準用す</u></p>

第9項と同じ。

4) 株主の異議手続(第14項第15項関係)

<p><u>第12項の定款の定に基き取締役会が責任の免除の決議を為したるときは取締役は遅滞なく第8項第1号及第3号に掲ぐる事項並に賠償の責に任ずべき額より第12項各号に掲ぐる額を控除したる額及其の算定の根拠並に免除に異議あらば一定の期間内に之を述ぶべき旨を公告し又は株主に通知することを要す此の場合に於ては其の期間は1月を下ることを得ず</u> <u>総株主の議決権の百分の三以上を有する株主が前項の期間内に異議を述べたるときは会社は第12項の定款の定に基く免除を為すことを得ず</u></p>

取締役会の恣意によって責任免除の決議が行われることを防止するため、定款の定めに基づいて取締役会が責任の免除の決議をしたときは、第14項に定める事項を公告し又は株主宛の通知をしなければならないとされた。

通知すべき「株主」は、決議時の株主であると考えられるが、その確定は困難であるので、公告を併用することになるものと考えられる。

株主からの異議申し出期間中に、総株主の議決権の3パーセント以上の株主から異議申し出があった場合は、取締役会が行った責任免除の決議は効力を生じないものとなる。この場合、その後の株主総会において責任免除の特別決議を行うことは可能である。

この条文の施行日は、「公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日」であるが、この規定が適用されるのは、定款変更が行われ、それに基

づいて免除が行われた場合であるので、実際には定款変更後から適用されることになる。

5) 免除後の退職慰労金の支給等 (第 16 項関係)

第 10 項及第 11 項の規定は第 12 項の決議ありたる場合に之を準用す但し前項の規定に依り免除を為すこと能はざる場合は此の限に在らず

第 10 項と同様。

3. 社外取締役の会社に対する損害賠償責任の限定

(商法第 266 条第 19 項から第 23 項まで関係)

1) 社外取締役の定義・登記 (第 188 条) 株式申込証への記載

第 188 条 前項の登記に在りては左の事項を登記することを要す
三 第 175 条第 2 項第 3 号乃至第 6 号、第 12 号及第 13 号に掲ぐる事項
七ノ二 取締役が其の会社の業務を執行せざる取締役にして過去に其の会社又は子会社 (第 211 条ノ 2 第 1 項の子会社を謂ふ以下此の号に於て同じ) の業務を執行する取締役又は支配人その他の使用人となりたることなく且現に子会社の業務を執行する取締役又は其の会社若は子会社の支配人その他の使用人に非ざるもの (以下社外取締役と称す) なるときは其の旨

第 175 条 株式申込証の用紙は発起人之を作り之に左の事項を記載することを要す
十三 取締役若は監査役の責任に付取締役会の決議を以て免除を為すことを得る旨又は第 266 条第 19 項の契約を為すことを得る旨を定めたる時は其の規定

社外取締役については、その旨を登記しなければならない (附則第 2 条の経過措置参照)。

「親会社の取締役及び使用人」は、子会社の社外取締役に就任できる。

取締役会において取締役等の責任免除を決議できる場合、社外取締役の責任限定契約をすることができる場合には、その旨を株式申込証に記載しなければならない。

この条文の施行日は、「公布の日から起算して 1 年を超えない範囲内において政令で定める日」である。

2) 定款の定めをもって行う損害賠償責任の限定 (第 19 項関係)

会社は第5項の規定に拘らず定款を以て社外取締役との間に於て爾後其の者が取締役として第1項第5号の行為に因り会社に損害を加へたる場合に於て其の職務を行ふに付善意にして且重大なる過失なきときは定款に定めたる範囲内に於て予め定むる額と左の金額の合計額との何れか高き額を限度として其の賠償の責に任ずべき旨を約することを得る旨を定むることを得

- 一 責任の原因たる事実が生じたる日の属する営業年度又は其の前の各営業年度に於て其の社外取締役が報酬其の他の職務遂行の対価として会社より受け又は受くべき財産上の利益（次号及第7項第3号に定むるものを除く）の額の営業年度毎の合計額中最も高き額の2年分に相当する額
- 二 其の社外取締役が会社より受けたる退職慰労金の額及其の性質を有する財産上の利益の額の合計額と其の合計額を其の職に在りたる年数を以て除したる額に2を乗じたる額との何れか低き額
- 三 第7項第3号に掲ぐる額

会社が社外取締役と責任限定契約を行うには、本条の趣旨を定款に規定しておく必要があるので、定款の変更が必要である。

社外取締役は、通常株主総会で選任され就任を承諾するに際し、本条の契約を締結することになるものと考えられる。

「定款に定めたる範囲内において予め定むる額」は、社外取締役就任時にその報酬等を考慮し、金額を具体的に定めることになるものと考えられる。

この条文の施行日は、「公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日」であるが、この規定により責任限定契約を行うには、定款変更が必要であるので、実際には定款変更後から責任限定契約を行うことになる。

3) 監査役の同意（第21項関係）

21 第9項の規定は定款を変更して第19項の定を設くる議案を株主総会に提出する場合に之を準用す

第9項に同じ。

4) 責任限定契約の失効（第20項関係）

前項の社外取締役が其の会社又は子会社の業務を執行する取締役又は支配人其の他の使用人となりたるときは同項の契約は将来に向て其の効力を失う

社外取締役に就任後、業務担当取締役等になった場合の責任限定契約の効果について定めたものであるが、「将来に向て其の効力を失う」とあるので、社外取締役に就任後業務担当になるまでの期間中に発生した損害については、責任限定契約によることになる。

5) 株主総会における事後報告（第22項関係）

<p>22 第 19 項の契約を為したる会社が其の相手方たる社外取締役の第 1 項第 5 号の行為に因り損害を蒙りたることを知りたる時は取締役は其の後最初に招集せられたる株主総会に於て左の事項を開示することを要す</p> <p>一 第 8 項第 1 号に掲ぐる事項並に第 19 項各号に掲ぐる額の合計額及其の算定の根拠</p> <p>二 其の契約の内容及其の契約を為したる理由</p> <p>三 責任を負はざることとなりたる額</p>
--

社外取締役の行為によって損害が発生した場合には、損害額等を株主総会で開示しなければならないとするものであるが、開示の方法について検討する必要がある。

6) 行為後の退職慰労金の支給等 (第 23 項関係)

<p>23 第 10 項及第 11 項の規定は社外取締役が第 1 項第 5 号の行為に因り会社に損害を加へたる場合に於て第 19 項の契約に依り同項の限度に於て責任を負ひたる時に之を準用す</p>

第 10 項に同じ。

第三．株主の代表訴訟制度の合理化 (商法第 267 条及び第 268 条)

1. 提訴権者 (第 267 条第 1 項)、監査役の考慮期間 (第 267 条第 3 項)

<p>第 267 条 6 月前より引続き株式を有する株主は会社に対し書面を以て取締役の責任を追及する訴の提起を請求することを得</p> <p>会社が第 1 項の請求ありたる日より 60 日内に訴を提起せざるときは同項の請求を為したる株主は会社の為訴を提起することを得</p>

提訴考慮期間が 60 日に延びたことにより、監査役が「提訴の可否を判断するに必要な調査活動が十分に行えなかった」ことを理由として提訴しないとするは困難になると考えられる。

この条文の施行日は、「公布の日から起算して 1 年を超えない範囲内において政令で定める日」であるが、経過措置に注意。

2. 公告又は株主に対する通知 (第 268 条第 4 項関係)

<p>第 268 条 前条第 3 項又は第 4 項の訴を提起したる株主は訴の提起ありたる後遅滞なく会社に対し其の訴訟の告知を為すことを要す</p> <p>会社は第 1 項の訴を提起したるときは遅滞なく訴の提起を為したる旨を公告し又は株主に通知することを要す前項の規定に依る訴訟の告知を受けたる会社に付亦同じ</p>
--

通知すべき「株主」は、訴え提起時の株主であると考えられるが、その確定は困難であるので、公告を併用することになるものと考えられる。

この条文の施行日は、「公布の日から起算して 1 年を超えない範囲内において政令

で定める日」である。

3. 訴訟上の和解における取締役の責任の免除（第 268 条第 5 項から第 7 項まで関係）

第 268 条 第 1 項の訴訟に付会社が和解を為す場合に付ては第 266 条第 5 項の規定は之を適用せず
前条第 3 項又は第 4 項の訴訟に付和解を為す場合に於て会社が其の和解の当事者に非ざるときは裁判所は会社に対し其の内容を通知し且和解に異議あらば 2 週間内に之を述ぶべき旨を催告することを要す
会社が前項の期間内に書面を以て異議を述べざりしときは同項の規定に依る通知の内容を以て株主が和解を為すことを承認したるものと看做す此の場合に於ては第 5 項の規定を準用す

取締役会社間の訴訟に関する会社代表（商法第 275 条ノ 4）

第 275 条ノ 4 会社が取締役に対し又は取締役が会社に対し訴を提起する場合に於ては其の訴に付ては監査役会社を代表す会社が第 267 条第 1 項の請求を受け同条第 2 項に於て準用する第 204 条ノ 2 第 2 項の承諾を為し又は第 268 条第 6 項の通知及催告を受くるに付亦同じ

本条は、取締役に対する損害賠償請求（監査役が提起した訴訟、株主による代表訴訟）について和解をする場合の手續を定めたものであり、和解が成立すると取締役等の責任は和解の範囲に限られ、それ以外の部分については免除されることになる。和解をしようとする場合において、会社が訴訟当事者になっていないとき（株主と取締役等との間の訴訟）は、裁判所から会社（第 275 条の 4 の規定により監査役となる。）に対し通知・催告がされるので、監査役は和解の可否について自ら判断する必要があり、専門家の意見を聴取して対応を決定することが望ましい。損害賠償請求の原因が取締役の「悪意且つ重過失」であっても和解は可能。訴訟上の和解をした場合であっても、第 266 条第 7 項等の「責任免除」の要件を満たせば「免除」ができる。この条文の施行日は、「公布の日から起算して 1 年を超えない範囲内において政令で定める日」である。

4. 取締役を補助するために会社が行う参加の申出（第 268 条第 8 項関係）

第 268 条 第 266 条第 9 項の規定は会社が取締役を補助する為前条第 3 項又は第 4 項の訴訟に参加する旨の申出を為す場合に之を準用す

取締役会社間の訴訟に関する会社代表（商法第 275 条ノ 4）

第 275 条ノ 4 会社が取締役に対し又は取締役が会社に対し訴を提起する場合に於ては其の訴に付ては監査役会社を代表す会社が第 267 条第 1 項の請求を受け同条第 2 項に於て準用する第 204 条ノ 2 第 2 項の承諾を為し又は第 268 条第 6 項の通知及催告を受くるに付亦同じ

株主代表訴訟により取締役等が訴えを提起された場合には、監査役全員の同意があ

れば会社が補助参加をすることができることとなったが、監査役が同意するに当たっては、専門家の意見を聴取することが望ましい。

補助参加についての監査役会の同意は、補助参加することについての取締役会決議の前が望ましい。

この条文の施行日は、「公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日」である。

5. 監査役についての準用（商法第280条第1項関係）

第280条 第254条、第254条ノ2、第256条ノ2、第257条、第258条、第266

条第5項第18項の規定に依り読替て適用する第7項第8項第10項第11項第18項の規定に依り読替て適用する第12項第14項乃至第16項、第266条ノ3第1項、第267条、第268条第1項乃至第7項、第268条ノ2及第268条ノ3の規定は監査役に之を準用す

第280条ノ37 新株予約権を行使する者は請求書に新株予約権証券を添付して之を会社に提出し且第280条ノ20第2項第4号に掲ぐる額の全額の払込を為すことを要す但し新株予約権証券を発行せざりしとき又は第266条第11項の規定に依り之を会社に預託したるときは之を添付することを要せず

監査役に準用される条項は以下のとおり。

）株主総会及び定款規定に基づく決議をもって行う責任免除（商法第266条）

第7項.....株主総会決議による責任免除の要件と報酬の期間（2年）

第8項.....株主総会における開示

第10項.....責任免除後の退職慰労金の支給等

第11項.....新株予約権証券の預託

第12項.....定款の規定に基づく取締役会決議による責任免除と報酬の期間（2年）

第14項.....責任免除をした場合の公告・通知

第15項.....株主の異議申立

第16項.....定款の規定に基づく責任免除後の退職慰労金の支給等

）提訴権者、提訴請求期間他（商法第267条）

）管轄、訴訟参加、訴訟の告知、和解、補助参加（商法第268条）

）勝訴株主の権利、敗訴株主の損害賠償責任（商法第268条ノ2）

）再審の訴え（商法第268条ノ3）

監査役に対する責任免除については、「監査役の同意」は要しない。

この条文の施行日は、「公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日」である。

6. 監査役会の決議方法等、読替え規定等（商法特例法第18条の3、19条、25条）

(監査役会の決議方法等)

第 18 条の 3 監査役会の決議は、監査役の過半数をもつて行う。ただし、第 6 条の 2 第 1 項の決議及び第 19 条第 1 項の規定により読み替えて適用する商法第 266 条第 9 項(同条第 13 項及び第 21 項並びに第 268 条第 8 項において準用する場合を含む。)の同意に係る決議は、監査役の全員一致をもつて行う。

(商法の特例等)

第 19 条 会社に関する商法第 238 条、第 266 条第 9 項(同条第 13 項及び第 21 項並びに第 268 条第 8 項において準用する場合を含む。)、第 274 条ノ 2 並びに第 420 条第 1 項及び第 2 項の規定の適用については、これらの規定中「監査役」とあるのは、「監査役会」とする。

(商法の適用除外)

第 25 条 (小)会社については、商法第 247 条第 1 項、.....第 260 条ノ 4 第 2 項 から第 4 項まで、第 266 条第 9 項、第 13 項及び第 21 項、第 268 条第 8 項、.....の規定は、適用しない。

大会社において株主総会に取締役等の責任免除の議案を提出する場合の監査役会の決議(第 18 条の 3).....監査役の全員一致の決議

読替規定(第 19 条第 1 項).....「監査役」を「監査役会」に読み替える。

商法の適用除外(第 25 条)

第 266 条第 9 項(免除に関する総会提出議案に対する監査役の同意)

第 13 項(免除に関する定款変更議案に対する監査役の同意)

第 21 項(定款規定による社外取締役の責任軽減に対する監査役の同意)

第 268 条第 8 項(補助参加)

この条文の施行日は、「公布の日から起算して 1 年を超えない範囲内において政令で定める日」である。

第四 附 則

(施行期日)

第 1 条 公布の日から起算して 1 年を超えない範囲内において政令で定める日(附則第 11 条の規定(罰則の規定の準用)は公布の日)から施行する。

ただし、商法特例法第 18 条第 1 項(社外監査役の員数、資格)及び第 30 条第 1 項第 11 号(社外監査役を半数以上選任しない場合の罰則)、附則 10 条(大会社の監査役に関する経過措置)の規定は施行の日から起算して 3 年を経過した日から施行する。ただし、施行後最初に到来する決算期に関する定時総会の終結の時までは、なお従前の例による。

(社外取締役の登記に関する経過措置)

第 2 条 この法律施行時の現任取締役が新商法第 188 条第 2 項第 7 号ノ 2 に規定する社外取締役である場合.....任期中に限り、社外取締役の登記は不要。ただし、定款を変更して新商法第 266 条第 16 項(社外取締役の賠償額の限定)の契約をす

る旨の定めを設けたときは、この限りではない。

(取締役の責任の免除に関する経過措置)

第3条 新商法第266条第7項から第23項までの規定(取締役の責任軽減)は、この法律の施行前の行為に関する取締役の責任の免除については、適用しない。

第4条 読替規定

(株主代表訴訟の提起に関する経過措置)

第5条 新商法第267条第3項(提訴請求期間=60日)の規定は、施行前の提訴請求についても適用する。

(取締役等の責任を追及する訴えに関する経過措置)

第6条 新商法第268条第4項から第7項(訴訟告知、和解等)までの規定は、施行前の訴えには、適用しない。

(監査役の任期に関する経過措置)

第7条 この法律の施行後最初に到来する決算期に関する定時総会の終結前に在任する監査役の任期は、この法律の施行後も従前の例による。

(辞任した監査役に対する株主総会の招集の通知に関する経過措置)

第8条 新商法第275条ノ3ノ2第2項の規定は、この法律の施行前に総会の招集手続が開始されたものには、適用しない。
の規定は、他の法律にも準用する。

(監査役の責任免除に関する経過措置)

第9条 監査役の責任免除規定は、施行前の行為には、適用しない。

(大会社の監査役に関する経過措置)

第10条 附則第1条ただし書き(社外監査役の資格、員数等の施行時期=3年経過後に施行)に関しては、施行後最初に到来する決算期に関する定時総会の終結の時までは、なお従前の例による。

(商法等の一部を改正する法律の一部改正)

第11条 商法等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

第1条のうち第494条第1項第2号及び第3号の改正規定中「第341条ノ1

8」の下に「ニ於テ準用スル場合ヲ含ム」を加える。

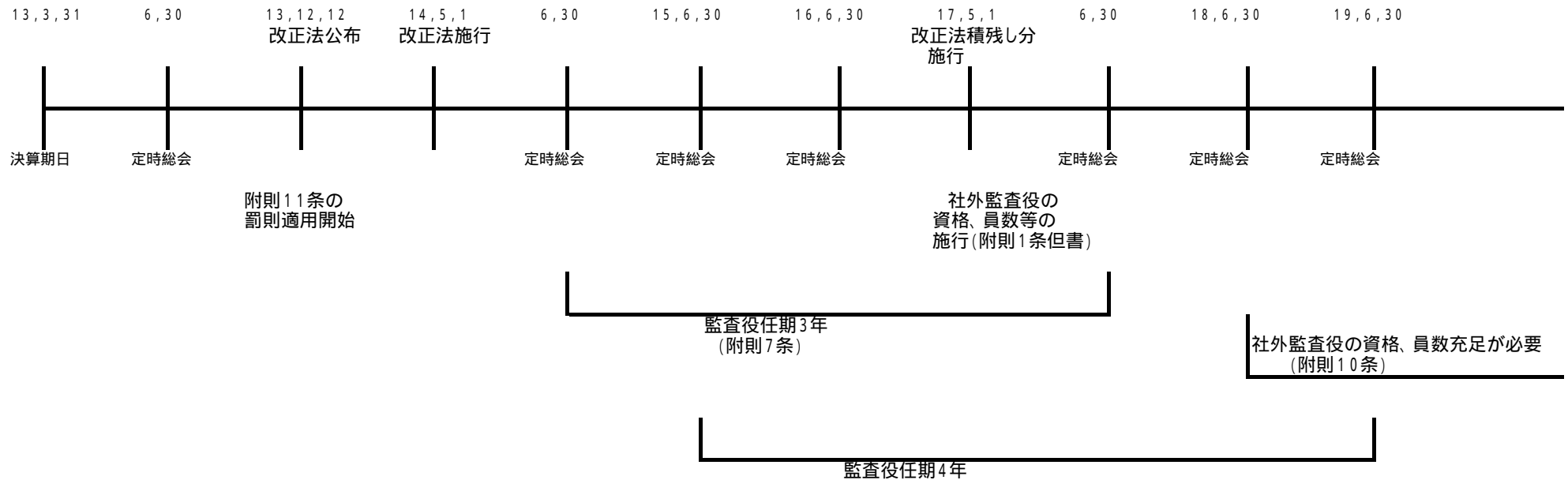
以 上

改正項目	適用時期	2月決算会社	3月決算会社	5月決算会社
1. 監査役の機能強化				
1) 取締役会への出席・意見陳述義務(商260/3)	施行後	平成14年5月1日	平成14年5月1日	平成14年5月1日
2) 社外監査役の員数等(商特18)	施行3年経過後最初に到来する決算期に関する定時総会終結の時までは、従前の例による	平成18年5月末 定時総会終結時	平成18年6月末 定時総会終結時	平成17年8月末 定時総会終結時
3) 監査役の任期(商273)	施行後最初に到来する決算期に関する定時総会終結前に在任するものの任期に関しては、施行後も従前の例による	平成15年5月末 定時総会終結時	平成15年6月末 定時総会終結時	平成14年8月末 定時総会終結時
4) 監査役の辞任に関する意見陳述権(商275/3/2)	施行後(辞任監査役に対する総会招集通知は施行前に招集手続が開始されたものに適用しない)	平成14年5月1日	平成14年5月1日	平成14年5月1日
5) 監査役を選任に関する監査役会の同意権・提案請求権(商特18)	施行後	平成14年5月1日	平成14年5月1日	平成14年5月1日
2. 取締役等の会社に対する責任の軽減				
1) 取締役の責任の軽減				
株主総会の特別決議による免除(商266 ~)	施行後(施行前の行為に関する取締役の責任の免除については適用しない)	平成14年5月1日	平成14年5月1日	平成14年5月1日
定款の規定に基づく取締役会による免除(商266 ~)	施行後定款変更(施行前の行為に関する取締役の責任免除については適用しない)	平成14年5月1日 後に定款変更、 取締役会決議後	平成14年5月1日 後に定款変更、 取締役会決議後	平成14年5月1日 後に定款変更、 取締役会決議後
定款の規定に基づく社外取締役との間の責任限定契約(商266 ~ 23)	施行後定款変更(施行前の行為に関する取締役の責任免除については適用しない)	平成14年5月1日 後に定款変更、 取締役と契約締結後	平成14年5月1日 後に定款変更、 取締役と契約締結後	平成14年5月1日 後に定款変更、 取締役と契約締結後
2) 監査役の同意(商266 、 、 21)	施行後(施行前の行為に関する取締役の責任の免除については適用しない)	平成14年5月1日	平成14年5月1日	平成14年5月1日
3) 免除後の退職慰労金の支給等(商266 、)	施行後(施行前の行為に関する取締役の責任の免除については適用しない)	平成14年5月1日	平成14年5月1日	平成14年5月1日
4) 監査役の会社に対する責任の免除(商280)	施行後(施行前の行為に関する監査役の責任の免除については適用しない)	平成14年5月1日	平成14年5月1日	平成14年5月1日
3. 株主代表訴訟制度の合理化				
1) 提訴権者(商267)	改正なし			
2) 監査役の考慮期間の延長(商267)	施行後	平成14年5月1日	平成14年5月1日	平成14年5月1日
3) 公告又は株主に対する通知(商268)	施行後(施行前の行為に関する取締役の責任の免除については適用しない)	平成14年5月1日	平成14年5月1日	平成14年5月1日
4) 訴訟上の和解における取締役の責任の免除(商268 ~)	施行後(施行前の行為に関する取締役の責任の免除については適用しない)	平成14年5月1日	平成14年5月1日	平成14年5月1日
5) 取締役を補助するために会社が行う参加の申し出(商268)	施行後(施行前の行為に関する取締役の責任の免除については適用しない)	平成14年5月1日	平成14年5月1日	平成14年5月1日

施行日：公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日(14年5月1日)

改正商法(太田立法)の施行に関する具体的事例

営業年度 4/1 ~ 3/31 定時総会 6/30を想定



商法改正に伴う大会社監査役体制のシミュレーション

条件： 改正商法の施行日 = 平成14年5月1日
3月末決算会社(6月総会会社)の場合

某社	就任日 (就任時社内・社外)	平成14年 5月1日	平成14年 6月総会	平成15年 6月総会	平成16年 6月総会	平成17年 5月1日	平成17年 6月総会	平成18年 6月総会
A 監査役	平成13年6月 (社内)	施行	就任1年経過 (社内)	就任2年経過 (社内)	就任3年経過(改選) (社内)(注4)	社外の資格、 員数要件 施行 (注7)	再任1年経過 (社内)	再任2年経過 (社内)
B 監査役	平成11年6月 (社内)		就任3年経過(改選) (社内)(注1)	再任1年経過 (社内)	再任2年経過 (社内)		再任3年経過 (任満了)	
C 監査役	平成 7年6月(社内) (注2)平成13年6月改選(社外)		社外1年経過 (社外)	社外2年経過 (社外)	社外3年経過(改選) (社外)(注5)		再任1年経過 (社外)	再任2年経過 (社内:注6)
D 監査役	平成12年6月 (純粋社外)		就任2年経過 (社外)	就任3年経過(改選) (社外)(注3)	再任1年経過 (社外)		再任2年経過 (社外)	再任3年経過 (社外)
E 監査役								選任 (純粋社外)

《注》

注1:このときの選任から監査役会の同意を要す。B氏の任期はここから3年。

注2:監査役就任後5年経過後再任(平成13年6月)された社内出身の社外監査役(旧商法特例法18条1項)

注3:D氏の任期はここから4年。監査役会の同意を要す。

注4:A氏の任期はここから4年。

注5:C氏の任期はここから4年。

注6:C氏はここから「社内」扱いとなる。

注7: 社外監査役半数以上、 社外要件の厳格化。平成18年6月総会までに新基準に対応すること要す。

《経過措置》

任期が4年になるのは、平成14年4月1日施行の場合、平成15年6月の総会(3月決算会社)で選任される監査役からC監査役(5年ルール適用による社内出身社外監査役)は、平成18年総会後に、再び社内監査役扱いとなる。

大会社における監査役選任に関する監査役会同意権は、施行日(平成14年5月1日)から適用される。

企業統治に関する商法等改正の施行に伴う検討事項

今回の改正では、株主総会において定款変更議案を提案する必要があるものがあり、また、監査役としても、実務対応上検討すべき内容が多い。ここでは、取締役側と監査役側でそれぞれ検討すべき事項について示した。なお、検討事項に沿って実務を進めるためには時間的な余裕が必要で、取締役側の意思表示や対応が遅れる場合には督促したり、要望書を提出したりすることも検討すべきであろう。

改正条項	監査役側の検討事項	取締役側の検討事項
<p>< 監査役関係事項 ></p> <p>1. 取締役会への出席義務・意見陳述義務が課された（商法 260 条の 3 ）</p>	<p>1. 監査役の実務執行への出席・意見陳述義務が明定されたことに伴い、取締役会の監督機能が十分発揮する仕組みと運用になっているか確認し、必要ある場合は意見を述べなければならない。</p> <p>(1) 取締役会の運営の充実化、議案及び参考資料の事前配布等について「取締役側の検討事項」を社長に申し入れる。</p> <p>(2) 取締役会付議基準が明確であることを確認する。</p> <p>(3) 報告事項の充実を要請する。</p> <p>(4) 取締役会議事録は論議の唯一の証跡であるとの視</p>	<p>1. 従来の取締役会の運営方法を再検討する。</p> <p>(1) 取締役会の年間予定開催日を定める。また、四半期・半期毎に取締役会開催日の日程確認を行い、社外監査役が出席できるようにする。</p> <p>(2) 取締役会開催の通知は早めに行う。</p> <p>(3) 取締役会付議議案及び資料は、事前に取締役・監査役に送付する。</p> <p>(4) 取締役会付議基準（決議事項・報告事項）を明確に設定する。</p> <p>(5) 特に取締役会報告事項の再検討を行う（内部統制システムの構築とその運用状況、不祥事、訴訟事</p>

	<p>点から議事録の記載内容に注意する（特に、監査役の意見・指摘が記載されているか。取締役の場合は賛否の意思表示を記載する）。</p>	<p>件、クレーム報告、不良債権等の報告）。</p> <p>(6) 場合により、取締役会規則の改定も検討する。</p> <p>(7) 改正商法を踏まえ、取締役会議事録の記載方法、内容を再検討する。</p>
<p>2．監査役の任期が4年に延長された（商法273条）</p>	<p>2．監査役の定年内規がある場合には内規、被選資格を再検討する（注1参照）。監査役の社内ローテーションについて取締役と意見交換する。</p> <p>監査役の任期を揃えるか、監査慣行の継続のために任期を変えた監査役構成にするか、検討する。</p>	<p>2．定款に任期の規定がある場合には「4年」に変更（株主総会議案）する。ただし、この規定のみの定款変更は法の規定が優先することから、不要である。他の規定の変更と同時に改定する。</p>
<p>3．監査役の辞任に関する意見陳述権が認められた（商法275条の3の2）</p>	<p>3．任期途中辞任が起きないように取締役要請する。</p> <p>辞任する監査役以外の監査役も意見陳述権があることに留意する（商法275条の3の2、275条の3）。</p>	<p>3．辞任した監査役に対し株主総会招集通知を送付する。</p> <p>辞任監査役及び他の監査役が意見を述べる場合は、総会参考書類に「辞任の要旨」を記載しなければならない。</p> <p>（注）通常は、株主総会当日に辞任するケースが多いと思われるので、その場合は、当該総会で意見陳述の機会を与えるよう配慮する。</p>
<p>4．「社外」の5年ルールが撤廃され、社外</p>	<p>4．会社の規模、監査業務の内容等から見て監査役の適正員数、その内訳（常勤・非常勤、社内・社外、専</p>	<p>4．監査役のうち、厳格化された社外監査役を半数以上おかなければならないので、以下を検討する。</p>

<p>監査役半数以上が義務付けられた（特例法 18 条 、 罰則 30 条 十一）</p>	<p>門性ないし経験のバランス）について、監査役会としての意見を持つ。</p> <p>また、その結果について、社長等と協議する（注 2 参照）。</p> <p>子会社監査役の場合、過去に親会社から出向した経験者は「社外」とならないので要注意。</p>	<p>(1) 監査役の数（常勤・非常勤、社内・社外）は、現状でよいか。</p> <p>(2) 社外監査役を半数以上とする場合、監査役の総数は何人とするか。社外監査役が欠けることを想定して 1 人多く選任しておくか（検討例 = 注 2 参照）。</p> <p>(3) 「社外」の定義の明確化、弁護士意見を聴取する。例えば顧問弁護士、顧問会計士、アドバイザー・コミッティー・メンバーは「社外」の資格がある。顧問弁護士等は、法的には、兼務のままの就任は可能であるが、辞任又は契約を終結して就任することが望ましい。</p>
<p>5 . 監査役選任に関する監査役会の同意権、提案請求権が与えられた（特例法 18 条 ）</p>	<p>5 . この 6 月総会で、監査役の辞任又は任期満了による選任議案の提出が予定されている場合、新任または再任候補者について、監査役会の同意をいつ、どのような手順で、どのような情報を開示して、求めるのか、取締役会に回答を求める。</p> <p>(1) 選任議案の同意のプロセスを取締役と監査役会との間で合意しておく。</p> <p>(2) 同意をするためには以下の要件を備えることに配慮する。</p> <p>取締役会で監査役候補者を決定する前に監査役会の同意を得ること</p>	<p>5 . 監査役選任のプロセス（同意の手順）の早期化、明確化を検討する。</p> <p>監査役候補者の選任要件を予め検討する。</p> <p>（例）社外の場合 = 取締役会、監査役会、株主総会等に出席可能なこと 監査に必要な最小限の法律・会計知識を持ち得ること</p>

	<p>(社内・社外) 監査役候補者に関する判断が十分できるような情報提供を求めること</p> <p>(3) 取締役に対し、監査役会の同意は可能な限り早めに求めるよう要請する。少なくとも、監査報告書作成の監査役会までには、同意を求めること。その時点で、まだ、改正商法が施行されていない場合は、施行後に効果が発生する「条件付同意」とすること。</p> <p>(4) 取締役の提案に不同意の場合は、理由を付して監査役会として別の候補者の推薦を求めるか、特定の候補者を提案する。</p> <p>(5) 監査役会規則、監査役監査基準の改定を検討する。</p>	
<p>取締役等の会社に対する責任の軽減</p> <p>6. 取締役等の会社に対する賠償責任額が軽減された(商法 266条 ~)</p> <p>責任軽減は、株主総会の特別決議をもって行う方法と定款に規定した上で</p>	<p>6. 取締役の責任軽減に対して、監査役(会)として同意するためには、以下の事項に留意する。</p> <p>(1) 定款変更議案に対する同意に当たり、以下を確認する。</p> <p>同意判断に必要な十分な資料が提供されていること</p> <p>同意の可否を検討するための期間があること</p>	<p>6. 株主総会の特別決議により取締役等の責任を免除する場合における説明義務の範囲を再検討する。特に、当該役員の報酬、退職慰労金の金額の開示を要する。</p> <p>(1) 取締役会決議により損害賠償額を免除する方法を採る場合には、事前に監査役の同意を得て定款変更議案を株主総会に提案しなければならない。</p>

<p>取締役会決議をもって行う方法とがある。</p>	<p>議案が法令に適合し、著しく不当なことがないこと</p> <p>(2) 株主総会又は取締役会における取締役の責任一部免除議案に対して、以下を確認・検討する。</p> <p>株主からの提訴請求に対し監査役として提訴しないと判断したときの調査資料、証拠等を確認すること</p> <p>その後新たな事実と証拠がないこと</p> <p>議案が法令若しくは定款に適合し、又は著しく不当なことがないこと</p> <p>(3) 判断に当たっては、監査役として法律専門家などの意見を十分聴取しておくこと。</p> <p>(4) 同意事項については、その調査結果、協議内容、協議結果など調査書や監査役会の議事録を作成しておくこと。後刻、株主や裁判所から説明を求められる可能性もある。</p> <p>(5) なお、株主提案権の行使により、取締役の会社に対する責任軽減議案を株主から請求された場合は、監査役(会)の同意は必要とされていないが、取締役会の意見の形成に際し、監査役としても適切に意見を述べる。</p> <p>(6) 株主総会対策：想定問答の回答準備、監査役の方頭報告内容の再検討、総会欠席監査役がいる場合の必要措置などを検討する。</p> <p>(7) 監査役の責任軽減についても同様。</p>	<p>(2) この方法を選択する旨の理由付けが(株主総会対策も)必要である。</p> <p>(3) 事後案件として個別に取締役会議案とする場合、「特に必要と認むるとき」の判断基準を策定する。</p> <p>(4) 今回の株主代表訴訟制度の改正に伴い、役員賠償責任保険の見直しを検討する。</p>
----------------------------	--	---

<p>7. 社外取締役が導入され、社外取締役に対する損害賠償責任軽減の方法が定められた（商法 266 条）</p>	<p>7. 社外取締役と責任限定契約を締結できるための定款変更議案について、同意をするか検討する。同意 / 不同意の判断について、それぞれ根拠に基づく理由付けが必要である。</p>	<p>7. 社外取締役を導入するか。その場合には、社外監査役との機能・役割の違いを認識すること。 社外取締役導入に当たり、会社と社外取締役間の責任限定契約を定款に規定するか検討する（「社外」取締役の場合には、定款に規定すれば、それだけで責任軽減ができる。なお、社外監査役にはこのような免除の規定がない）。</p>
<p>< 株主代表訴訟関連 > 8. 株主代表訴訟が提起された場合の監査役 の考慮期間が 60 日 に延長された（商法 267 条）</p>	<p>8. 株主から提訴請求を受けた場合は、日程管理を徹底し、厳正な調査に基づき提訴の可否を決定する。 (1) 監査役スタッフの新設、増員の必要性を検討する。 (2) 監査役会独自の顧問弁護士の採用を検討する。 (3) 同右、（会社 = 監査役）の承諾を検討する。</p>	<p>8. 株主代表訴訟を起こされないためには、「遵法経営」を徹底するとともに取締役の内部統制システムの構築と運用責任が果たされていることが必要である。 (1) 株主から代表訴訟を提起した旨の通知があった場合、及び会社が、取締役の責任を追及する訴訟を提起した場合は、公告または株主宛通知しなければならない。公告の内容等について予め検討する。 (2) 電磁的方法により訴訟が提起されたときの対応を検討する（商法 267 条、商法 204 条の 2、「会社の承諾」必要）。</p>
<p>9. 訴訟上の和解が明定</p>	<p>9. 株主が代表訴訟において和解をする場合、会社が当</p>	<p>9. 訴訟上の和解が可能となる場合について、予め一般</p>

<p>された（商法 268 条 ～ ）</p>	<p>事者でないときは、裁判所は会社に対し和解の内容を通知し、異議があれば 2 週間内に申立をするよう催告をすることになった。</p> <p>(1) この場合、監査役は、会社を代表して催告を受け、和解の可否について自ら判断する必要がある。判断に当たり、取締役会の意見を聴取し、監査役会での審議を踏まえ、さらに法律専門家の助言を得るなど、慎重にしなければならない。</p> <p>(2) この判断を行う基礎資料は、監査役の日常監査にあることを深く自覚することが必要である。</p>	<p>的なケースを検討しておく。</p>
<p>10 . 株主代表訴訟において会社が補助参加できるようになった（商法 268 条 ）</p>	<p>10 . 補助参加の同意 / 不同意に当たっては、法律専門家の助言を十分得て厳正に判断する。</p>	<p>10 . 補助参加の要否及び可否を検討する。</p>

（注 1） 4 年任期になったことに伴い、1 期退任を前提に監査役の構成を考えるか、2 期退任を前提に考えるか。以下の通り、社内常勤を従前のように増やせないことから、監査役人事が難しくなったと言えよう。

（注 2） 「欠員が生じた場合でも対応できる」監査役の構成とするためには、以下の点を検討する。

常勤監査役を 2 人以上おく。社外監査役を半数プラス 1 人とする。

上記によれば、常勤社内 1 人・常勤社外 1 人・非常勤社外 2 人となる。

常勤社内 2 人・社外非常勤 2 人の場合は、社外欠員のリスクあり。したがって、社外非常勤 3 人とする必要あり。

常勤社内を 3 人おくとすれば、社外非常勤 3 人か 4 人にしなければならない。

常勤社内 1 人・非常勤社外 2 人は、常勤の欠員、社外の欠員双方のリスクあり。

以上

平成 13 年商法改正に伴う「監査役監査基準」等の改正

社団法人 日本監査役協会
監査法規委員会

平成 13 年商法改正に伴い、監査役監査基準・監査役会規則・監査報告書ひな型について改正を要する事項は以下のとおりである。

監査役監査基準

改正案	現 行	理 由
<p>(監査役会) 第六条、 (略) <u>監査役会の決議を要する事項については、十分な資料に基づき審議・決定しなければならない。</u> (略)</p>	<p>(監査役会) 第六条、 (同左) (新設) (同左)</p>	<p>(監査役会) 第六条 企業統治立法により、取締役の会社に対する責任の免除等の議案について監査役(会)の同意が要件とされるなど、監査役会の運営において十分な情報・資料に基づいて審議することの重要性が高まっている。監査役会の決議に際しては、各監査役からのみならず、取締役側からも監査役の判断に必要な情報・資料が十分に提供されるべきとの考えから、左記の規定を新設した。</p>
<p>(取締役会への出席・意見陳述義務) 第一五条 <u>監査役は、取締役会に出席し、必要あると認めたときは、意見を述べなければならない。また、必要に応じ、報告を行う。</u> (略) <u>監査役は、取締役会議事録の記載又は記録内容を確かめ、記名押印又は電子署名する。</u></p>	<p>(取締役会への出席) 第一五条 <u>監査役は、取締役会に出席し、必要に応じて報告を行い、又は意見を述べる。</u> (同左) <u>監査役は、取締役会議事録の記載内容を確かめ、記名押印する。</u></p>	<p>(取締役会への出席・意見陳述義務) 第一五条 企業統治立法において、監査役の取締役会への出席義務及び意見陳述義務が規定されたことに伴う改正。 会社関係書類の電子化立法において、取締役会議事録についても電磁的記録により作成することができることとされたことに伴う改正。</p>

<p>(重要な会議等への出席) 第一六条 監査役は、取締役会のほか、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、重要な会議に出席する。</p> <p>(略)</p>	<p>(重要な会議等への出席) 第一六条 監査役は、取締役会のほか、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、<u>取締役と協議のうえ</u>、重要な会議に出席する。</p> <p>(同左)</p>	<p>(重要な会議等への出席) 第一六条 常務会等重要会議への出席については、監査役の業務・財産状況調査権限（商法二七四条二項）から可能であると考えられる。さらに企業統治立法により、監査役の取締役会への出席義務及び意見陳述義務が明定されたことから、法改正の趣旨に鑑み、監査役は常務会等重要会議へも出席すべきとの考えから「取締役と協議のうえ」の文言を削除した。なお、5月22日に成立した新商法特例法第一条の四第三項は、重要財産委員会（委員会等設置会社のみならず監査役存置会社も設置可）に監査役の出席義務及び意見陳述義務を規定している。</p>
<p>(競業取引等についての調査) 第二〇条 、 (略)</p>	<p>(「七条監査」関連取引の調査) 第二〇条 、 (同左)</p>	<p>(競業取引等についての調査) 第二〇条 平成 13 年商法等改正により「大会社の監査報告書に関する規則」等、複数の省令が一つの省令に統合され、新たに「商法施行規則」が制定されたことに伴う改正。</p>
<p>(子会社等の調査) 第二四条 (略) 監査役は、子会社に対して営業の報告請求又は調査を行ったときは、その方法及び結果を監査報告書に<u>記載又は記録</u>する。</p>	<p>(子会社等の調査) 第二四条 (同左) 監査役は、子会社に対して営業の報告請求又は調査を行ったときは、その方法及び結果を監査報告書に<u>記載</u>する。</p>	<p>(子会社等の調査) 第二四条 会社関係書類の電子化立法において監査報告書について電磁的方法によることが可能とされた（商法二八一条第三項、二八一条ノ三第三項、商法施行規則一一〇条第二項）ことに伴う改正。</p>

<p>(監査報告書の作成・提出) 第二十九条</p> <p>監査役会(監査役)は、監査役の日常監査を踏まえ、第二十七条又は第二十八条の検討・協議を経て、正確かつ明瞭に監査報告書を作成する。異なる意見がある場合には、その監査役の意見を記載又は記録する。</p> <p>前項の監査報告書には、作成年月日及び常勤の監査役にあつてはその旨を付し、<u>署名押印又は電子署名</u>する。</p> <p>(略)</p> <p>監査報告書の記載又は記録の要領については、別に定める。</p>	<p>(監査報告書の作成・提出) 第二十九条</p> <p>監査役会(監査役)は、監査役の日常監査を踏まえ、第二十七条又は第二十八条の検討・協議を経て、正確かつ明瞭に監査報告書を作成する。異なる意見がある場合には、その監査役の意見を記載する。</p> <p>前項の監査報告書には、作成年月日及び常勤の監査役にあつてはその旨を付し、<u>署名押印</u>する。</p> <p>(同左)</p> <p>監査報告書の記載の要領については、別に定める。</p>	<p>(監査報告書の作成・提出) 第二十九条</p> <p>、 、</p> <p>会社関係書類の電子化立法において、監査報告書について電磁的方法によることが可能とされた(商法二八一条第三項、二八一条ノ三第三項、商法施行規則一一〇条第二項)ことに伴う改正。</p>
<p>(株主総会への報告) 第三〇条</p> <p>監査役は、株主総会に提出される議案及び書類その他のものについて違法又は著しく不当な事項の有無を調査し、必要な場合には株主総会に報告する。</p>	<p>(株主総会への報告) 第三〇条</p> <p>監査役は、株主総会に提出される議案及び書類について違法又は著しく不当な事項の有無を調査し、必要な場合には株主総会に報告する。</p>	<p>(株主総会への報告) 第三〇条</p> <p>会社関係書類の電子化立法において、株主総会に提出される「議案及び書類」(旧商法二七五条)が、電磁的方法によることが可能とされたことに伴う改正。</p>

監査役会規則（ひな型）

改正案	現 行	理 由
<p>（決議の方法） 第七条</p> <p>— 監査役会の決議とは、監査役の合意を必要とする事項を決定することをいう。その場合には、<u>第一三条第二項の解任決議及び第一三条の三の監査役会の同意を除き、監査役全員の過半数をもって行う。</u></p> <p>— <u>決議にあたっては、十分な資料に基づき審議しなければならない。</u></p>	<p>（決議の方法） 第七条</p> <p>監査役会の決議とは、監査役の合意を必要とする事項を決定することをいう。その場合には、<u>第一三条第二項の解任決議を除き、監査役全員の過半数をもって行う。</u></p> <p>（新設）</p>	<p>（決議の方法） 第七条</p> <p>企業統治立法により、取締役の会社に対する責任免除の議案、会社が取締役を補助するため訴訟参加するには、監査役（会）の同意が要件とされたことに伴う改正。 監査役監査基準第六条三項の改正と同様の理由による。</p>
<p>（監査報告書の作成） 第一二条</p> <p>、 、 （略）</p> <p>監査報告書には各監査役が署名押印又は電子署名する。常勤の監査役はその旨を記載又は記録する。</p>	<p>（監査報告書の作成） 第一二条</p> <p>、 、 （略）</p> <p>監査報告書には各監査役が署名押印する。常勤の監査役はその旨を記載する。</p>	<p>（監査報告書の作成） 第一二条</p> <p>会社関係書類の電子化立法において、監査報告書について電磁的方法によることが可能とされた（商法二八一条第三項、二八一条ノ三第三項、商法施行規則一〇条第二項）ことに伴う改正。</p>
<p>（監査役の選任に関する同意権及び提案請求権） 第一三条の二</p> <p><u>監査役の選任に関する次の事項については、監査役会の決議によって行う。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 <u>株主総会に提出する監査役の選任に関する議案の同意</u> 2 <u>監査役の選任を株主総会の会議の目的とすることの請求</u> 3 <u>監査役の選任に関する株主総会への議案提出の請求</u> 	<p>（新設）</p>	<p>（監査役の選任に関する同意権及び提案請求権） 第一三条の二</p> <p>企業統治立法により、監査役の選任に関する同意権及び提案請求権が新たに規定されたことから、左記の規定を新設した。</p>

<p>(取締役の責任免除等に関する監査役会の同意) 第一三条の三 <u>次の議案等に関する監査役会の同意は、監査役会の全員一致の決議によって行う。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 <u>株主総会に提出する取締役の責任免除</u> 2 <u>取締役会決議により取締役の責任を免除しうるための定款変更</u> 3 <u>定款の規定に基づき取締役会に提出する取締役の責任免除</u> 4 <u>社外取締役と責任限定契約をしうるための定款変更</u> 5 <u>会社が取締役を補助するための訴訟参加</u> 	<p>(新設)</p>	<p>(取締役の責任免除等に関する監査役会の同意) 第一三条の三 左記に掲げた五項目は、企業統治立法において、新たに監査役会の全員一致の同意に基づく決議を要するとされた事項である。これに伴い、監査役会の同意に関する規定を別途新設することとしたものである。</p>
<p>(監査役の権限行使に関する協議) 第一四条 監査役は、次の事項に関する権限を行使する場合又は義務を履行する場合には、事前に監査役会において協議をすることができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1、2 (略) 3 <u>株主総会提出の議案及び書類その他のものに関する意見報告</u> 4 (略) 5 <u>監査役の選任・解任・辞任及び報酬に関する株主総会での意見陳述</u> 6、7 (略) 	<p>(監査役の権限行使に関する協議) 第一四条 監査役は、次の事項に関する権限を行使する場合又は義務を履行する場合には、事前に監査役会において協議をすることができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1、2 (同左) 3 <u>株主総会提出の議案及び書類に関する意見報告</u> 4 (同左) 5 <u>監査役の選任・解任及び報酬に関する株主総会での意見陳述</u> 6、7 (同左) 	<p>(監査役の権限行使に関する協議) 第一四条</p> <ol style="list-style-type: none"> 3 <u>監査役監査基準第三十条の改正と同様の理由による。</u> 5 <u>監査役の選任・解任の場合と同様に、辞任についても株主総会での意見陳述が認められたことに伴う改正。</u>

<p>(議事録) 第一六条 <u>監査役会議事録には、議事の経過の要領及びその結果を記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。その取扱いは取締役会議事録に準ずる。</u> (略)</p>	<p>(議事録) 第一六条 <u>監査役会の議事の経過の要領及びその結果は議事録に記載し、出席した監査役がこれに記名押印する。その取扱いは取締役会議事録に準ずる。</u> (同左)</p>	<p>(議事録) 第一六条 会社関係書類の電子化立法において、<u>監査役会議事録についても電磁的記録により作成することができることとされたことに伴う改正。</u></p>
<p>添付参考資料(1) 監査役会の権限 (1)～(14) (略) <u>(15) 監査役を選任に関する議案の同意(商法特例法一八条三項)</u> <u>(16) 監査役を選任の議題の提案権及び議案の提出権(商法特例法一八条三項)</u> (17) (略) <u>(18) 会社に対する取締役の責任免除に関する議案の同意(商法特例法一九条一項、商法二六六条九項・一三項・二一項)</u> <u>(19) 会社が取締役を補助するための訴訟参加に関する同意(商法特例法一九条一項、商法二六六条九項、二六八条八項)</u> (20) (略) <u>(21) 監査の方針、会社の業務・財産状況の調査方法、その他監査役職務執行に関する事項の決定。ただし、個々の監査役の権限行使を妨げることはいできない(商法特例法一八条の二第二項)。</u> なお、監査役会は監査役全員で構成する(商法特例法一八条の二第一項)。決議方法は全員の過半数によるが、<u>会計監</u></p>	<p>添付参考資料(1) 監査役会の権限 (1)～(14) (同左) (新設) (新設) (15) (同左) (新設) (新設) (16) (同左) (17) <u>監査の方針、会社の業務・財産状況の調査方法、その他監査役職務執行に関する事項の決定。ただし、個々の監査役の権限行使を妨げることはいできない(商法特例法一八条の二第二項)。</u> なお、監査役会は監査役全員で構成する(商法特例法一八条の二第一項)。</p>	<p>添付参考資料(1) 監査役会の権限 (15) <u>企業統治立法により、監査役の選任に関する議案の同意権が規定された(商法特例法第一八条三項)ことに伴う改正。</u> (16) <u>上記(15)と同様、企業統治立法により、監査役の選任の議題提案権及び議案提出権が規定された(商法特例法第一八条三項)ことに伴う改正。</u> (18) <u>企業統治立法により、会社に対する取締役の責任免除に関する議案について、監査役会の同意を要するとされた(商法特例法一九条第一項、商法二六六条九項・一三項・二一項)ことに伴う改正。</u> (19) <u>企業統治立法により、会社が取締役を補助するため訴訟参加するには、監査役会の同意を要するとされた(商法特例法一九条第一項、商法二六六条九項、二六八条八項)ことに伴う改正。</u> (21) <u>企業統治立法により、監査役の同意に係る決議につき、全員一致をもって</u></p>

<p>査人解任決議、会社に対する取締役の責任免除に関する議案の同意、会社が取締役を補助するための訴訟参加に関する同意は全員一致による（商法特例法一八条の三第一項）。</p>	<p>決議方法は全員の過半数によるが、会計監査人解任決議は全員一致による（商法特例法一八条の三第一項）。</p>	<p>行うとされた事項（取締役の責任免除、会社の補助参加）を追加した。</p>
<p>添付参考資料（２） 個々の監査役の権限義務 （１）、（２）（略） （３）（略） 取締役会の出席義務及び意見陳述義務（商法二六〇条ノ三第一項） ～（略） （４）監査役の地位に関する権限（略） — 監査役の辞任に関する意見陳述権（商法二七五条ノ三ノ二） —（略） —（略） —（略） —（略）</p>	<p>添付参考資料（２） 個々の監査役の権限義務 （１）、（２）（同左） （３）（同左） 取締役会の出席権及び意見陳述権（商法二六〇条ノ三第一項） ～（同左） （４）監査役の地位に関する権限（同左） （新設） —（同左） —（同左） —（同左） —（同左）</p>	<p>添付参考資料（２） 個々の監査役の権限義務 （３）企業統治立法により、取締役会への出席義務及び意見陳述義務が明定されたことに伴う改正。 （４）企業統治立法により、監査役の辞任に関する意見陳述権が新たに規定されたことに伴う改正。</p>

監査報告書ひな型

改正案	現 行	理 由
<p>監査報告書のひな型について（前文） 7 監査報告書は、電磁的記録により作成することもできる。この場合、各監査役の署名押印は電子署名による。なお、大会社の監査報告書には、常勤の監査役は、その旨を当該電磁的記録に記録する。</p>	<p>（新設）</p>	<p>監査報告書のひな型について（前文） 7 会社関係書類の電子化立法において、監査報告書について電磁的方法によることが可能とされた（商法二八一条第三項、二八一条ノ三第三項、商法施行規則一一〇条第二項）ことに伴う改正。</p>

<p>(送り状) 小会社（商法特例法第 3 章の適用を受ける会社）の場合 監査報告書の提出について 私たち監査役は、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第 23 条第 4 項の規定に基づき、別紙のとおり監査報告書を提出いたします。</p>	<p>(送り状) 小会社（商法特例法第 3 章の適用を受ける会社）の場合 監査報告書の提出について 私たち監査役は、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第 23 条第 3 項の規定に基づき、別紙のとおり監査報告書を提出いたします。</p>	<p>(送り状) 小会社（商法特例法第 3 章の適用を受ける会社）の場合 監査報告書の提出について 会社関係書類の電子化立法において、小会社における監査報告書提出の根拠条文が商法特例法第 23 条第 4 項に繰り下がったことに伴う改正。</p>
<p>監査報告書記載上の注意事項 <大会社の監査報告書記載上の注意事項> (1)、(2) (略) (3) <u>商法施行規則第一〇九条第一項（競業取引等）</u>の取引については、指摘すべき事項がある場合には、監査の方法の概要及び監査の結果について各号ごとに具体的に記載しなければならない。 また、指摘すべき事項がない場合には、「2 監査の結果」の(5)のなお書き以下を「取締役の競業取引等、<u>商法施行規則第一〇九条第一項</u>の取引についても取締役の義務違反は認められません。」と記載することもできる。 (4)～(6) (略)</p>	<p>監査報告書記載上の注意事項 <大会社の監査報告書記載上の注意事項> (1)、(2) (略) (3) <u>大会社の監査報告書に関する規則第七条第一項</u>の取引については、指摘すべき事項がある場合には、監査の方法の概要及び監査の結果について各号ごとに具体的に記載しなければならない。 また、指摘すべき事項がない場合には、「2 監査の結果」の(5)のなお書き以下を「取締役の競業取引等、<u>大会社の監査報告書に関する規則第七条第一項</u>の取引についても取締役の義務違反は認められません。」と記載することもできる。 (4)～(6) (同左)</p>	<p>監査報告書記載上の注意事項 <大会社の監査報告書記載上の注意事項> (3)平成 13 年商法等改正により「大会社の監査報告書に関する規則」等、複数の省令が一つの省令に統合され、新たに「商法施行規則」が制定されたことに伴う改正。</p>

以 上